

研究活動の不正行為への対応に関する調査・検討

平成30年度予算額（案）：21百万円（新規）

背景・課題

研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、昨今、社会的にも昨今大きく取り上げられていることを踏まえ、文部科学省では「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を策定したところ。

第5期科学技術基本計画や当該ガイドラインは「研究の公正性の確保」を強く求めるとともに、必要に応じて、ガイドラインを見直すこととしている。これらを踏まえ、公正な研究活動を実施するための環境をより一層整備していくため、国内外の状況等について調査を行い、今後のガイドラインの改正や公正な研究活動の推進に関する施策に反映させていく。主な調査内容は以下のとおり。

- ①ガイドラインの改正を見据えた調査・検討
- ②公正な研究活動の推進に関する諸外国における取組状況等の調査・分析
- ③研究倫理教育の内容、実施方法等に関する調査・分析
- ④大学等の研究機関における公正な研究活動の推進に関する取組の調査・分析

事業概要

公正な研究活動の推進に関する施策等の検討に必要な課題について、
重要性・有用性の高い課題を優先的に調査

ガイドライン改正

【調査課題例】

- ・ガイドラインの課題等の洗い出しに関する調査
- ・ガイドライン改正の検討に必要な基礎データの収集

諸外国調査

【調査課題例】

- ・研究公正責任者の役割、必要な知識・能力、キャリアパス等に関する調査
- ・公正な研究活動の推進に関する制度、体制、不正認定基準の斉一性に関する調査

研究倫理教育

【調査課題例】

- ・研究倫理教育の内容・手法に関する調査
- ・学生向け研究倫理教育のカリキュラム等に関する調査

各大学・研究機関における取組み

【調査課題例】

- ・部局・研究室レベルの研究公正に対する取組に関する調査
- ・研究室等における研究公正に係る意識・環境に関する調査

ガイドラインの必要に応じた改正や、公正な研究活動の推進に関する施策の企画・立案のための基礎資料として活用

- 必要に応じたガイドライン改正
- 研究倫理教育のカリキュラム開発、研究公正推進事業※への反映
※日本学術振興会、科学技術振興機構、日本医療研究開発機構が連携して実施
- 各研究機関における研究不正の認定に関するプロセスの支援

等